

青森公立大学大学院学位論文審査等に関する要綱

平成21年4月1日制定

改正 平成22年 3月31日

改正 平成28年 3月32日

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号。以下「大学院学則」という。）及び青森公立大学学位規程（平成21年規程第117号。以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、学位論文の審査等に関し必要な事項を定めるものとする。

(修士論文又は研究調査の選択)

第2条 博士前期課程において学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）を受ける者は、課題研究指導の履修登録を行った上、修士論文又は大学院学則第21条第2項に規定する研究調査（以下「修士論文等」という。）の選択の別及び研究テーマを春学期中に届け出て、研究科教授会の承認を得なければならない。

(修士論文等の審査委員会の設置)

第3条 研究科教授会は、前条の規定による届出を受け、修士論文等の審査を行うため、当該修士論文又は研究調査ごとに学位規程第6条に規定する審査委員会を春学期中に設置するものとする。

(修士論文等の中間報告会)

第4条 研究科は、修士論文等の中間報告会を秋学期に行うものとする。

(修士論文等の提出)

第5条 必要な研究指導を受け修士論文等の審査を願い出る者は、学位論文審査願に修士論文等を添え、1月中旬までに研究科長を経て学長に提出しなければならない。

(学位論文執筆認定審査)

第6条 博士後期課程に在学する者（以下「在学者」という。）で学位論文の審査を受けようとするものは、学位論文執筆認定審査（以下「認定審査」という。）に合格しなければならない。ただし、博士後期課程3年次に編入し、学位論文の審査を受けようとする者の認定審査は、編入学試験をもってこれに代えることができる。

2 在学者は、博士後期課程2年次から認定審査の申請をすることができる。

3 認定審査の申請をする者（以下「認定審査申請者」という。）は、演習Ⅰ4単位並びに修了要件に求められる特定研究科目及び総合演習科目の6単位を成績評価A又はBで修得していなければならない。

4 認定審査申請者は、学位論文の骨子を記載した研究計画書及び研究計画の準備状況を示す学会報告、関連論文の投稿その他の資料（次条において「研究計画書等」という。）を提出しなければならない。

- 5 前項の研究計画書は、論文題名、論文テーマ、既存研究の状況、研究方法、分析の過程、予想される結論等について記述しているものでなければならない。

(学位論文執筆認定審査委員会)

第7条 研究科教授会は、前条第4項の研究計画書等に基づき、論文執筆計画の妥当性を審査するため、学位論文執筆認定審査委員会（以下「認定審査委員会」という。）を設置する。

- 2 認定審査委員会は、認定審査申請者の研究指導を担当する教員を主査とし、当該教員を含む研究科教員3名をもって組織する。

- 3 認定審査の申請の受付は、4月及び10月に行い、認定審査委員会は、申請の受付から2月以内に当該認定審査を終了するものとする。

(予備審査)

第8条 在学者で認定審査に合格し、学位論文の審査を受けようとするものは、予備審査に合格しなければならない。

- 2 在学者は、博士後期課程3年次から予備審査の申請をすることができる。

- 3 予備審査の申請をする者（以下「予備審査申請者」という。）は、学位論文の予備稿及び当該予備稿に係る学会報告、関連論文の投稿その他の資料（次条において「予備稿等」という。）を提出しなければならない。

(予備審査委員会)

第9条 研究科教授会は、前条第3項の予備稿等に基づき、学位論文の審査委員会の設置についてその適否を審査するため、予備審査委員会を設置する。

- 2 予備審査委員会は、予備審査申請者の研究指導を担当する教員を主査とし、当該教員を含む研究科教員3名をもって組織する。

- 3 予備審査の申請の受付は、4月及び8月に行い、予備審査委員会は、申請の受付から3月以内に当該予備審査を終了するものとする。

- 4 予備審査委員会は、必要に応じて予備審査申請者から説明を求めることができる。

(在学者の学位論文の提出)

第10条 在学者は、認定審査及び予備審査に合格し、次に掲げる要件のいずれをも満たしている場合に限り、学位論文を提出することができる。

- (1) 学会（予稿集又は学会報告集のあるものに限る。）で報告を1回以上行っていること。

- (2) レフェリー付き専門誌等への学術論文を1編以上発表していること（掲載予定を含む。）。

- 2 前項の学位論文は、英文の要約を添えて、8月又は12月に提出するものとする。

(博士後期課程を経ない者の学位論文の提出等)

第11条 学位規程第8条に規定する学位論文は、随時提出することができる。

- 2 研究科教授会は、前項の規定により学位論文の提出があったときは、当該学位論

文の受理の可否について審査を行うものとする。

(博士後期課程を経ない者の学力の確認)

第12条 研究科教授会は、学位規程第10条に規定する学力の確認を行うため必要があると認めるときは、学位論文を提出した者に研究業績資料を提出させることができる。

(審査要旨及び学位論文の公表)

第13条 学位規程第16条及び第17条に規定する審査要旨及び学位論文の公表は、青森公立大学の紀要及び研究叢書発刊規程（平成21年規程第134号）第2条第1項に規定する「青森公立大学論纂」において行うことができる。

(学位論文の保管)

第14条 学位論文は、青森公立大学図書館に保管する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の日前において、青森公立大学地域研究センター奨学寄附金取扱要綱等を廃止する要綱（平成21年4月1日実施）による廃止前の青森公立大学大学院学位論文審査等に関する要綱（平成19年4月1日実施）の規定に基づきなされた学位論文の審査に関する手続その他の行為は、この要綱の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成22年3月31日）

(実施期日)

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成28年3月22日）

(施行期日)

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程は、平成28年度以降に入学した者及び平成27年度までに入学した者に適用する。